平成２２年（フ）第１８６０号
埼玉県上尾市上149―１サンライズ上尾211号、住民票上の住所埼玉県桶川市大字川田谷3398番地の７
債務者　柴田　廣子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７６号
埼玉県新座市馬場４丁目12番57―202号
債務者　新保　隆義
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７９号
埼玉県朝霞市三原３丁目32番８号　尾崎ハイツ205号室
債務者　武田沙也加
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９４号
埼玉県久喜市吉羽1913番地１　ハイツ折原101号、旧住所埼玉県久喜市青葉１丁目１番26―207号
債務者　中村　　壮
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
埼玉県東松山市美土里町２番８号
債務者　藤原　京子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８０３号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目21番１棟122号
債務者　浦田　友宏
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８５２号
神奈川県平塚市田村８丁目24番６号
債務者　武藤　香織
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８８号
神奈川県中郡大磯町生沢240番地
債務者　西脇　正人
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８４号
富山県高岡市千石町７番20号
債務者　高山　京子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３５７号
長野市安茂里小市３丁目17番２―507号
債務者　森山　伸一
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
長野市大字長野横沢町658番地
債務者　吉沢　秀信
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
岐阜県可児市中恵土2302番地１　ビラハイツ北村403
債務者　市原　恵美
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７６号
岐阜県高山市千島町1027番地10
債務者　田口　章子（旧姓坂東・清水口）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県高山市江名子町1916番地35
債務者　川上　華代
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３３１４号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田457番地　セジュールナルミ102号
債務者　二村　静香（旧姓原・澤田）
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５３号
名古屋市港区善進本町438番地　コダテックスＥ棟
債務者　畑佐　英幸
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０号
三重県三重郡川越町大字豊田98番地１　にんじんはうす202
債務者　平野　眞弘
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係